

学生消防団活動認証制度を開始！

目的

当市では、学生の消防団への入団を促進し、将来の地域防災の中核を担う人材の確保を目的として、令和4年4月から本制度の運用を開始しました。

制度概要

大学生等が久留米市の消防団員として、「消防団活動」や「サークル等を通じて防災力の向上に繋がる活動」を行った、その功績を久留米市長が認め、「久留米市学生消防団活動認証証明書」を交付します。

学生のメリット

交付を受けた学生は、就職活動時に「久留米市学生消防団活動認証証明書」を企業の採用担当者等へ提出し、消防団員として社会貢献してきた実績を評価してもらえるよう、アピールすることができます。

交付までの流れ



団員の種類

学生消防団員は、①基本団員と②学生機能別団員の2種類があります。

① 基本団員として入団

入団所属	お住まいの校区、又は大学に所属する校区の分団に所属となります。
活動内容	消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動、地震や風水害といった大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導などに従事します。 また、平常時においても、訓練のほか、防災啓発、特別警戒、広報活動などに従事し、地域における消防力・防災力の向上において重要な役割を担います。

② 学生機能別団員として入団

入団所属	久留米市消防団 団本部の所属となります。
活動内容	学生が自ら、大学内の学園祭やその他多人数が集まる行事において、防火・防災に関する企画を立案し、他学生や一般市民に対し普及啓発を図る活動を行います。 消防団員としての基礎知識習得のため、基本団員と連携し、いくつかの基礎訓練等に参加します。 基本団員が行う災害活動の土のう作成や搬送等の後方支援に従事します。(災害現場での活動は従事しません。) ※通常の災害(火災・地震・風水害等)活動へは、従事しません。

団員の処遇

① 基本団員

処遇	団員年額報酬	年1回、個人に支給されます。
	出動等報酬	①災害出動は、1日(7時間45分)当たり8,000円を基本とし、短時間の出動は、1時間単位で支給。 ②訓練実施は、1時間当たり1,000円を基本として支給。

② 学生機能別団員

処遇	団員年額報酬	年間活動内容が特定の任務に限るため、団員報酬は支給されません。
	費出動等報酬	訓練実施は、1時間当たり1,000円を基本として支給。 訓練参加、又は災害活動支援のみに支給することとし、学校内での普及啓発活動等については、支給対象となりません。

●共通事項

処遇	災害補償	対象	基本団員は、各種災害出動や訓練に従事し負傷した場合、 学生機能別団員であれば、災害活動の後方支援や各種訓練等に 参加し負傷した場合等に支給します。
		種類	療養補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補 償などが対象になります。
	退職報奨金		5年以上在団し退職した団員に、勤続年数に応じ支給するもので す。 <u>※卒業後、地域で消防団員として活動される場合は、学生消防団員 の在団期間も加算の対象になります。</u> 久留米市以外の地域で、消防団員になられる場合は、当市消防 団の在団歴証明を発行します。

【お問い合わせ先】

〒830-0003

久留米市東櫛原町 999-1

久留米市総務部防災対策課（消防チーム）

TEL：0942-38-5160

E-mail：ksyoudan@city.kurume.lg.jp

担当：山下・南

学生消防団活動認証制度に伴う学生機能別団員「カリキュラム」

《令和7年度 消防団行事計画》

月	消防団行事	大学等行事
	目 的	目 的
4	入団式・初任者教養(上旬) ※新規入団者	・各機関における防災等行事(通年) ・学内の多人数が集まる行事(通年)
	上記に出席して、団員としての基礎知識を習得し、団員の志気向上と資質の向上を図り、火災防ぎよと防火思想の普及高揚に努める。	各機関や学内の行事(オンライン行事を含む)において、防火・防災に関する企画を立案し、住民や他学生に対し普及啓発を図る活動を実施する。
5	久留米市総合防災訓練(11日)	連 携
	市主催で、消防・警察・自衛隊・地域住民などと、地震や水害を想定した総合防災訓練実施される中、消防団の実施訓練の一部に参加する。	
6	水防訓練(1日)	連 携
	近年の豪雨災害の状況を踏まえて、水害時に迅速・的確な水防対応を図るための「土のう作成及び搬送訓練」に参加する。	
7		
8		
9		
10		学園祭(あのく祭(10月下旬～11月上旬))
		防火・防災に関する企画を立案し、他学生や住民に対し普及啓発を図る活動を実施する。
11	秋季防火夜警(9日～12日) (火災予防運動(9日～15日)期間中に実施)	
	火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、住民に防火防災意識や防災行動力を高めてもらうことを目的として、防火防災に関する広報や団幹部による巡視を実施する。	地元御井校区(12分団)の格納庫で、幹部による防火夜警巡視を受ける。また、災害出動に備え待機する団員の活動を見学する。(分団行事として参加)
12	年末防火夜警(25日～28日)	
	※秋季防火夜警と同内容	※秋季防火夜警と同内容
1	消防出初式(12日・祝)	連 携
	消防団の仕事始め式である消防出初式。披露されるさまざまな催しを通して、住民に火災予防に対する意識を持たせ、火災予防思想の普及を行うもの。	
2		
3	春季防火夜警(1日～4日) (火災予防運動(1日～7日)期間中に実施)	
	※秋季防火夜警と同内容	※秋季防火夜警と同内容